

東京都地域医療医師奨学金貸与要綱

決定 平成20年11月12日20福保医人第1413号

最終改正 令和7年9月10日7保医医人第1287号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都地域医療医師奨学金貸与条例（平成20年東京都条例第87号。以下「条例」という。）及び東京都地域医療医師奨学金貸与条例施行規則（平成20年東京都規則第168号。以下「規則」という。）を運用するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例及び規則において使用する用語の例による。

(大学)

第3条 条例第3条第1号に規定する大学は、次に掲げるとおりとする。

- 一 学校法人順天堂順天堂大学（東京都文京区本郷二丁目1番1号）
- 二 学校法人杏林学園杏林大学（東京都三鷹市新川六丁目20番2号）
- 三 学校法人慈恵大学東京慈恵会医科大学（東京都港区西新橋三丁目25番8号）
- 四 学校法人日本医科大学日本医科大学（東京都文京区千駄木一丁目1番5号）

2 条例第18条第1号に規定する大学は、別表のとおりとする。

(特別奨学金の病院等)

第4条 条例第3条第4号に規定する病院等は、次の各号に掲げる知事が必要と認める地域や診療科等（以下「医療分野」という。）ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りではない。

- 一 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）都内に所在する当該被貸与者が卒業した大学附属の病院（当該病院と協同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院又は研修協力施設においては、都内に所在するものに限る）。ただし、以下のイ及びロに掲げる要件をすべて満たす場合には、前条第1項に規定する大学のうち当該被貸与者が卒業した大学以外の都内附属病院（当該被貸与者が入学した年度において特別奨学金による入学者がいる大学に限る。以下「出身大学以外の大学附属病院」という。）又は都内の医師少数区域に所在する病院（医療機関附属の病院を除く。以下「医師少数区域の病院」という。）を含めるものとする。

イ 医師臨床研修マッチング協議会が実施する医師臨床研修マッチングにおいて、出身大学以外の大学附属病院又は医師少数区域の病院を出身大学附属病院の下位に登録をしたとき

ロ 出身大学附属病院との医師臨床研修マッチングが不成立になったとき

- 二 小児医療 都内に所在する小児医療を担う病院。ただし、指定期間のうち2分の1以上の期間は、「休日・全夜間診療事業実施要綱」（平成11年3月19日付10衛医救第1029号）に基づく休日及び年末年始の昼間及び毎日の夜間における小児科の救急患者に対して、常時、小児科医師が診療に対応する小児二次救急医療機関（以下「小児二次救急医療機関」という。）又は「東京都こども救命センターの設置及び運営に関する要綱」（平成22年8月19日付22福保医救第459号）に基づくこども救命センター（以下「こども救命センター」という。）

三 周産期医療 都内に所在する周産期医療を担う病院。ただし、指定期間のうち2分の1以上の期間は、「東京都周産期母子医療センター設置・運営要綱」（平成9年9月25日付9衛健母第823号）に基づく周産期母子医療センター（以下「周産期母子医療センター」という。）、「休日・全夜間診療事業実施要綱」に基づく休日及び年末年始の昼間及び毎日の夜間における産科の救急患者に対して、常時、産科医師が診療に対応するとともに、産科医師、小児科医師及び麻酔科医師の当直又はオンコール体制を確保する周産期連携病院（以下「周産期連携病院」という。）又は「多摩新生児連携病院事業実施要綱」（平成22年8月12日付22福保医救第391号）に基づく多摩新生児連携病院（以下「多摩新生児連携病院」という。）

四 救急医療 都内に所在する救急医療を担う病院。ただし、指定期間のうち2分の1以上の期間は、「東京都救命救急センター設置運営要綱」（昭和51年12月7日付51衛医対第839号）に基づく救命救急センター（以下「救命救急センター」という。）又は独立した救急部門を持つ病院。

五 へき地医療 都内に所在する病院。ただし、指定期間のうち2分の1以上の期間は、伊豆諸島、小笠原諸島、奥多摩町、檜原村に所在する町村立病院又は診療所。

（一般奨学金の病院等）

第5条 条例第18条第3号に規定する病院等は、次の各号に掲げる医療分野ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りではない。

- 一 臨床研修 都内に所在する当該被貸与者が卒業した大学附属の病院
- 二 小児医療 小児二次救急医療機関又はこども救命センター
- 三 周産期医療 周産期母子医療センター、周産期連携病院又は多摩新生児連携病院
- 四 救急医療 救命救急センター又は都内に所在する独立した救急部門を持つ病院
- 五 へき地医療 伊豆諸島、小笠原諸島、奥多摩町、檜原村に所在する町村立病院又は診療所（従事する医師の業務）

第6条 条例第3条第5号及び条例第18条第4号に規定する指定勤務（以下単に「指定勤務」という。）における従事する医師の業務は、第4条第1号から第4号まで及び同条第5号ただし書並びに前条各号に定める病院等にあつては、当該各号に掲げる医療分野に係るものとする。ただし、第4条については次の各号に定める特例によることができる。

一 第4条第4号に規定する救急医療従事の特例

臨床研修後、3年以上、第4条第4号に規定する救急医療の医療分野に従事し、かつ、一般社団法人日本専門医機構（以下単に「専門医機構」という。）が定める整備指針に基づき日本救急医学会が定める整備基準に沿った救急科領域の基本領域専門研修（以下単に「専門研修」という。）を修了した場合は、救急医として研鑽を積むために、同条第2号から第5号までに規定する医療分野以外で医師の業務に従事する期間を、2年まで救急医療の医療分野に従事する期間とみなす。

二 第4条第5号に規定するへき地医療従事の特例

多摩地域に所在する病院（医育機関附属の病院を除く）で医師の業務に従事する期間を、1年6月以内までは、第4条第5号ただし書に規定する病院等に従事する期間とみなす。

三 公衆衛生・法医学従事の特例

臨床研修後、5年以上、第4条第2号から第5号までに規定する医療分野に従事した場合は、

公衆衛生・法医学従事として、東京都、特別区、八王子市及び町田市の保健所等の公衆衛生部署又は東京都監察医務院で当該部署の医師の業務に従事する期間を、第4条第2号から第5号までの各号ただし書きに規定する病院等に従事する期間とみなす。

- 2 専門医機構が定める整備指針に基づく専門研修については、指定期間、指定勤務を行うまでの間に基本領域専門医（以下単に「専門医」という。）の認定を受ける場合は、各基本領域学会が定める整備基準に沿って第4条第2号から第4号まで及び第5条第2号から第4号までに規定する病院等で専門研修を行う範囲において、次の各号に掲げる医療分野ごとに、それぞれ次に定める専門医の専門研修のみ、当該医療分野の医師の業務とみなす。

- 一 小児医療 小児科専門医
- 二 周産期医療 産婦人科専門医
- 三 救急医療 救急科専門医

（修学費）

第7条 条例第5条第1号に規定する修学費のうち、第3条第1号に規定する大学においては、次に掲げる費用ごとに、それぞれ次に定める額とする。

- 一 入学金 200万円
- 二 授業料 第1学年は年額70万円、第2学年以降は年額200万円
- 三 施設設備費 第1学年は年額20万円、第2学年以降は年額86万円
- 四 教育充実費 第2学年以降は年額72万円

- 2 条例第5条第1号に規定する修学費のうち、第3条第2号に規定する大学においては、次に掲げる費用ごとに、それぞれ次に定める額とする。

- 一 入学金 150万円
- 二 授業料 年額300万円
- 三 実験・実習費 年額100万円
- 四 施設・設備費 第1学年は年額400万円、第2学年以降は年額150万円

- 3 条例第5条第1号に規定する修学費のうち、第3条第3号に規定する大学においては、次に掲げる費用ごとに、それぞれ次に定める額とする。

- 一 入学金 100万円
- 二 授業料 年額250万円
- 三 施設拡充費 年額130万円（ただし、第2学年以降に限る。）

- 4 条例第5条第1号に規定する修学費のうち、第3条第4号に規定する大学においては、次に掲げる費用ごとに、それぞれ次に定める額とする。

- 一 入学金 150万円
- 二 授業料 年額250万円
- 三 施設整備費 第1学年は年額50万円、第2学年以降は年額100万円

（貸与方法）

第8条 修学費の貸与は、知事が、奨学生に代わり条例第3条第1号に規定する大学に支払うことにより行う。

- 2 前項の規定による支払は、当該奨学生から提出された委任状（別記第1号様式）に基づき、行うものとする。

- 3 第1項の規定による支払があったときは、奨学生に対し修学費の貸与があったものとみなす。
- 4 条例第5条第2号に規定する生活費は、年12か月分を4回に分けて貸与する。
- 5 条例第21条に規定する一般奨学金は、年12か月分を2回に分けて貸与する。

(貸与の申込み)

第9条 規則第5条第2項に規定する知事が別に定める書類とは、次に掲げるものとする。

- 一 誓約書（一般貸与奨学金用）（別記第2号様式）
- 二 推薦書（別記第3号様式）
- 三 所信書

(貸与の決定方法)

第10条 規則第6条第1項に規定する貸与の適否の決定において知事が別に定める方法とは、次のとおりとする。

- 一 規則第5条第1項の規定により提出された書類の審査
 - 二 条例第3条第1号に規定する大学における入学試験において、奨学金の貸与の適否の決定に係る面接の実施
- 2 規則第6条第2項に規定する申込者の将来地域医療を担う医師の業務に従事する意思等については、次に掲げるものにより確認する。
- 一 前条各号に掲げる書類
 - 二 都が実施する面接
- 3 規則第6条第2項に規定する貸与の適否の決定において知事が別に定める方法とは、次条に規定する東京都地域医療医師奨学金貸与選考委員会（以下「選考委員会」という。）における審査によるものとする。

(選考委員会)

第11条 奨学金の貸与に関し次の事項を審査するため、選考委員会を設置する。

- 一 一般奨学金の被貸与者の選考に関すること
- 二 その他奨学金の貸与に関すること

(契約)

第12条 規則第7条第1項に規定する契約書は、次のとおりとする。

- 一 特別奨学金のうち、第3条第1号に規定する大学においては、東京都地域医療医師奨学金（特別貸与奨学金）貸与契約書（別記第4号様式）
- 二 特別奨学金のうち、第3条第2号に規定する大学においては、東京都地域医療医師奨学金（特別貸与奨学金）貸与契約書（別記第4号様式の2）
- 三 特別奨学金のうち、第3条第3号に規定する大学においては、東京都地域医療医師奨学金（特別貸与奨学金）貸与契約書（別記第4号様式の3）
- 四 特別奨学金のうち、第3条第4号に規定する大学においては、東京都地域医療医師奨学金（特別貸与奨学金）貸与契約書（別記第4号様式の4）
- 五 一般奨学金においては、東京都地域医療医師奨学金（一般貸与奨学金）貸与契約書（別記第5号様式）

(変更契約)

第13条 規則第7条第2項の規定により契約の一部を変更する場合は、次に掲げる変更契約書に

より変更契約を締結するものとする。

一 特別奨学金においては、東京都地域医療医師奨学金（特別貸与奨学金）変更契約書（別記第 6 号様式）

二 一般奨学金においては、東京都地域医療医師奨学金（一般貸与奨学金）変更契約書（別記第 7 号様式）

（返還額確定）

第 14 条 規則第 7 条第 3 項の規定により返還すべき額を通知するときは、返還額確定通知書（別記第 8 号様式）により行う。

（指定勤務の中断期間）

第 15 条 条例第 3 条第 6 号に規定する指定勤務の中断期間において、知事が必要と認めるときは、出産、育児又は介護に起因し、従事する病院等から休業の承認を受けた場合及び災害又は疾病に起因し、一時的に医師の業務に従事できない事実を書面で証明した場合において、4 年を超えてなお中断期間とすべきときとする。

2 条例第 18 条第 5 号に規定する指定勤務の中断期間において、知事が必要と認めるときは、前項と同様とする。

3 前 2 項に定める事由による中断期間と他の事由による中断期間とを合算して 4 年を超える場合は、それぞれの承認を受けた時期の前後を問わず、前 2 項に定める事由による中断期間を、4 年を超える期間として扱う。

4 条例第 3 条第 6 条に規定する診療上の能力開発に資する理由は、被貸与者が提出する理由書及び従事する病院等の推薦書により、その有無を確認する。

（連帯保証人）

第 16 条 規則第 8 条の規定により連帯保証人を立てるときは、第 12 条第 1 号から第 4 号までに規定する契約書又は第 13 条第 1 号若しくは同条第 2 号に規定する変更契約書に当該連帯保証人が連署し、当該連帯保証人の印鑑登録証明書及び所得を証する書類を添付するものとする。

（届出）

第 17 条 規則第 9 条第 1 項に規定する知事が別に定める様式は、届出書（別記第 9 号様式）のとおりにする。

（委任）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、奨学金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 21 年 3 月 31 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の東京都医師奨学金貸与要綱によりなされた手続その他の行為は、この要綱による改正後の東京都地域医療医師奨学金貸与要綱の相当規定によってなされたものとみなす。

3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の東京都医師奨学金貸与要綱別記第1号様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附則

この要綱は、平成21年11月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年9月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

(修学費の経過措置)

2 この要綱による改正後の東京都地域医療医師奨学金貸与要綱第7条第1項の規定中教育充実費に係る部分は、平成24年度以降に入学する者の教育充実費について適用し、平成24年3月31日現在において在学し、同年4月1日以降引き続き在学する者の教育充実費については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月14日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の東京都地域医療医師奨学金貸与要綱の様式(この要綱により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の東京都地域医療医師奨学金貸与要綱第6条第2項の規定は、令和5年4月1日以降に初めて専門研修を開始する者について適用する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年9月10日から施行する。

(修学費の経過措置)

2 この要綱による改正後の東京都地域医療医師奨学金貸与要綱第7条第4項の規定中施設整備費に係る部分は、令和8年度以降に入学する者の施設整備費について適用し、令和8年3月31日現在において在学し、同年4月1日以降引き続き在学する者の施設整備費については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

大学名	所在地
学校法人杏林学園杏林大学	東京都三鷹市新川六丁目20番2号
学校法人慶応義塾慶應義塾大学	東京都新宿区信濃町35番地
学校法人順天堂順天堂大学	東京都文京区本郷二丁目1番1号
学校法人昭和医科大学昭和医科大学	東京都品川区旗の台一丁目5番8号
学校法人帝京大学帝京大学	東京都板橋区加賀二丁目11番1号
国立大学法人東京大学	東京都文京区本郷七丁目3番1号
学校法人東京医科大学東京医科大学	東京都新宿区新宿六丁目1番1号
国立大学法人東京科学大学	東京都文京区湯島一丁目5番45号
学校法人慈恵大学東京慈恵会医科大学	東京都港区西新橋三丁目25番8号
学校法人東京女子医科大学東京女子医科大学	東京都新宿区河田町8番1号
学校法人東邦大学東邦大学	東京都大田区大森西五丁目21番16号
学校法人日本大学日本大学	東京都板橋区大谷口上町30番1号
学校法人日本医科大学日本医科大学	東京都文京区千駄木一丁目1番5号